

第 2 1 回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成31年3月11日(月)

午前9時00分～午前10時51分

2. 場 所 遠賀町役場

車庫棟2階 第6会議室

第 2 1 回 遠賀町農業委員会総会議事録

1 . 日時 平成 3 1 年 3 月 1 1 日 (月) 午前 9 時 0 0 分 ~ 午前 1 0 時 5 1 分

2 . 場所 遠賀町役場 車庫棟 2 階 第 6 会議室

3 . 出席委員 (1 5 名)

議 長	1 番	三原	高志
副 議 長	2 番	安藤	敏生
委 員	3 番	瓜生	保司
委 員	4 番	米田	かおる
委 員	5 番	矢野	英昭
委 員	6 番	芳村	正博
委 員	7 番	松井	悟
委 員	8 番	花川	健二

委 員	1 番	秦	茂美
委 員	2 番	古野	一寿
委 員	3 番	高崎	洋介
委 員	4 番	舩添	博孝
委 員	5 番	小西	好信
委 員	6 番	高山	和幸
委 員	7 番	柳野	照紀

4 . 3 月の農業相談委員

5 番	矢野	英昭	委員
6 番	芳村	正博	委員

5 . 議事日程

(1) 付議案件

農地法第 3 条の規定による許可申請について

()

農地法第 3 条の規定による許可申請について

()

農地法第 5 条の規定による許可申請について ()
農地法第 5 条の規定による許可申請について ()
農地利用集積計画の承認について
荒廃農地に係る非農地判断について (鬼津地区)

(2) 報告案件

公共事業に関する農地の一時利用届出書について
農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

(3) その他の案件

下限面積の見直しについて
視察研修先と時期の決定について

6 . 農業委員会事務局職員

事務局長	大場	繁雄
事務局職員	安部	真介
事務局職員	高島	健次
事務局職員	福島	智靖

開 会 9 時 0 0 分

議長 本日の出席委員は、農業委員 8 名中 8 名、推進委員 7 名中 7 名の出席となっております。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただ今より第 2 1 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 5 番矢野英昭委員、6 番芳村正博委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係2件、農地法第5条申請関係2件、農用地利用集積計画関係1件、荒廃農地の非農地判断関係1件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 ここから議事に入りますが、まず現地調査を伴う案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が別府にお住まいの 氏、譲渡人が同じく別府にお住まいの 氏です。申請地が3ページの字図にありますように、大字鬼津字古作1453番、地目が田、面積が695㎡です。農地区域は農業振興地域外となっています。譲受人が規模拡大のために農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われま

す。つづきまして、4ページをお開きください。付議案件 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が浅木にお住まいの 氏、譲渡人が同じく浅木にお住まいの 氏です。申請地が6ページの字図にありますように、大字浅木字葉城392番 外2筆、地目が田、合計面積が4,450㎡です。農地区域はすべて農業振興地域内非農用地となっています。譲受人が規模拡大のために農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われま

す。つづきまして、7ページをお開きください。付議案件 農地法第5条に規定による許可申請についてでございます。譲受人が直方市にお住まいの 氏、譲渡人が母親で同じく直方市にお住まいの 氏で申請地が9ページの字図にありますように、松の本七丁目2354番、地目が畑、面積が179㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅

の建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。10ページが現況平面図、11ページが土地利用計画図、12ページが縦横断図、13ページが被害防除計画書で、排水は雨水が溜桝および自然流下、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。14ページが関係者説明に関する調査票となっております。

つづきまして、15ページをご覧ください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が岡垣町にお住まいの 氏、譲渡人が尾崎にお住まいの 氏で、申請地が17ページの字図にありますように、大字尾崎字堤口241番1、地目が田、面積が577㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第1種農地となっております。申請目的は自己住宅の建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。18ページが現況平面図、19ページが土地利用計画図、20ページが縦横断図、21ページが被害防除計画書で、排水は雨水が溜桝、汚水及び生活雑排水は農業集落排水への接続となっております。22ページが関係者説明に関する調査票です。以上が現地調査を伴う案件であります。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 0 分

- 現地調査後 -

再 開 9 時 3 0 分

議長

再開します。

それでは、付議案件 を議題に供します。

まずは、地区担当の私から報告します。

物件の所有者は別府の方ですが、農地が鬼津ということで私が担当になります。以前から さんが耕作しておりましたが維持管理も所有者本人はできないし今後もその予定はないしということで、耕作者の さんをお願いして買っただけという話を聞いております。何ら問題は無いと思われまますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 次に付議案件 を議題に供します。まずは地区担当の瓜生保司委員からご報告をお願いします。

地元委員 (3番) さんの方から私の方に来られて、 さんが田圃を買ってくれんかということで、価格交渉も済んだ状態で来られました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件 農用法第3条の規定による許可申請について原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件 は承認されました。

議長 それでは、付議案件 を議題に供します。まずは地区担当の矢野英昭委員からご報告をお願いします。

地元委員 (5 番) 先月行政書士から説明を受け、現地を見に行きましたが、特に問題は無いと思われまますのでご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農用法第 5 条の規定による許可申請について原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件 は承認されました。

議長 次に付議案件 を議題に供します。まずは地区担当の松井 悟委員からご報告をお願いします。

地元委員 (7 番) この土地は私が管理しておりましたが、昨年 11 月に さんの方からどこか土地は無いだろうかということで、 さんの方に相談してあげたものです。生産組合長の同意も取れておりますし、地権者の同意もあり、特に問題は無いと思われまますのでご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農用法第3条の規定による許可申請について原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 それでは、付議案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の23ページをお開きください。付議案件 農用地利用集積計画の承認についてでございます。これは通常の利用権設定分で、田9筆、合計2695.5㎡について届け出が出てきております。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農用地利用集積計画の承認について原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。
それでは、付議案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の24ページをお開きください。
付議案件 荒廃農地に係る非農地判断についてでございます。

25～29ページにリストがございますが、鬼津地区の対象農地85筆、41,262㎡について地元生産組合長、担当委員、安藤副会長、事務局で、2月27日に現地調査を実施しまして、うち75筆37,521㎡について非農地に該当するということが議案としております。
以上です。

議長

遠賀町の非農地については鬼津が一番多いところで、大変ご迷惑をおかけしております。現地をこのように二班に分かれて回りまして、極力復元できるものは残していこうということを前提に回りました。今回75筆という大きな数字ですが、一応今後の見通しが立たないということで荒廃農地の判断をしております。
荒廃農地の非農地判断については鬼津で最後となります。若松からスタートして5地区しましたが、これでほぼ完了に近い状況になっております。

それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 荒廃農地に係る非農地判断について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長

賛成7名で付議案件 は承認されました。
それでは、報告案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案書30ページをお開きください。報告案件 公共事業における農地の一時利用届出書についてでございます。届出人が九州電力株式会社配送電力カンパニー北九州送配電統括センター長 氏、届出の土地が大字鬼津字五反田637番1 外33筆、地目が田、合計面積が4,394

m²、所有者が 氏 他 10 名、申請理由は九電鉄塔の電線張替え工事に伴う工事用地となっております。九州電力グループによるライフラインの工事であり、公共事業に準ずるため許可不要と判断し届け出を受理しております。31、32 ページが該当用地の所有者の一覧表で、33 ページが工事概要図です。今回の届出箇所が少し見にくいのですが、第3工区と書いてありまして、遠賀川沿いの土手の下のところから島門小学校にかかるくらいのところまでです。以上です。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、報告案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案書34ページ、最後のページをお開きください。報告案件 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、4筆、5,145m²について合意解約が出てきております。こちらにつきましては議案の関係で前後しておりますが、付議案件 および で所有権の移転が行われるための解約となっております。以上です。

議長 ありがとうございます。
本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

無いようですので、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件 下限面積の見直しについて概要説明。

【質疑応答】

事務局 その他の案件 視察研修の研修先と時期の決定について説明。

議長

皆さんの方から何かありませんか。

【ありません。】の声

無いようでございますので、以上をもって、第21回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 51分